



### 2024年度北海道知的障がい家族会連合会 <研修会の記録>

とき	2024年5月25日 13:30~16:00	参加	80名
ところ	北広島市芸術文化ホール活動室1・2	司会	安田由美(道家連副会長)

#### 【会長あいさつ】北海道知的障がい家族会連合会 会長 近藤 正

本日は大変お忙しい中、多数のご出席をいただき感謝申し上げます。

様々な感染症・緊張の国際情勢・自然災害・物価高・少子高齢化による人手不足など、深刻な状況の中で、支援施設職員の方々は利用者を必死に守ってくれています。

「ほっかいどう障がい福祉プラン」が道から具体的に示されている中で、知的障がい者の地域移行への問題がありますが、私ども家族会としても、行政の方針を理解し、関心をもって要望活動などに関わっていくつもりです。

今後の数年は、とても重要な時期だと認識しており、会員間の連携を強化して積極的に取り組み、活動していきたいと考えておりますので、今日は、しっかりと勉強させていただきます。

#### 【来賓あいさつ】北海道議会議員／道家連顧問 中野渡 志穂 様

北海道議会環境生活委員長をさせていただいている関係上、先ほどまで景観の素晴らしい定山溪の遊歩道に行っておりました。そこは現在、崖崩れがあり通行止めになっております。地元の方やお客様が入れたらどんなに良いかということで私たちも運動をしました。2年前から工事を開始して、この秋には開通する見込みになりました。紅葉の時期には通行できて景観を楽しめるようになると思います。近くになったら報道などもあると思いますので、皆様もぜひお楽しみください。

道政報告をひとつさせていただきます。

国の政策として子どもを大切に作る社会を作ろうということで、今年から「子どもの意見反映推進事業」が始まっており、北海道でも議論が進んでおります。子どもにもわかりやすく、どう表現するのかなど、色々な案が出ていましたが、どの意見も健常のお子さんを対象としたものばかりでした。そこで、子ども基本法は、差別なく、すべての子どもを対象に議論するようお願いしましたところ、道の担当の方もそのまま受け止めてくれまして、障がいのある方も対象に行きますと回答してくれました。強度行動障がいや医療的ケアの必要な方などについても、身振り・表情・手振りも使い、傍にいて理解してくれている保育士さんや親御さんなどの意見をよく聞いて、推進していくと答弁が返ってきました。何か議論をするとき、障がいのある方も当たり前に含まれた議論が、ようやく職員にも議員にも広がり始めたところ。これが共生社会としての認識が大事なことになってくると思います。そのど真ん中にお父さんたち、お母さんたち、そして子どもたちを元気にすることが北海道を元気にしていくことだと思います。

【来賓あいさつ】 北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課長 徳田 泰則 様

お招きいただきありがとうございます。

北広島のこの地区は初めて来ましたが北広島駅・施設は明るくて素晴らしい施設と思いました。

後ほど、研修会講師として、「北海道における重度心身障がい者医療給付事業について」と「ほっかいどう障がい福祉プラン」の話をしていただきます。その後、事前にいただいているご質問と、他にもご質問あれば、お答えさせていただきます。

【来賓あいさつ】 一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会 理事 中島 浩樹 様

お招きいただきありがとうございます。

開催に際し心よりお祝い申し上げます。

この地元、社会福祉法人 北ひろしま福祉会 共栄で管理者をさせていただいております。私自身も日々、微力ながら協会の理事・施設運営の管理者として、利用者様やご家族様のお役に立てるよう努力いたします。

【来賓あいさつ】 一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会 事務局長 藤田 明宏 様

障がいのある方が安心して生活していけるよう、ご本人やご家族の要望に基づき、行政に要望を行い、施策実現を目指している貴会に敬意を表します。

北海道手をつなぐ育成会は、どんな障がいがあっても、生まれた地域で普通に暮らしていけることを願いとして全道の市町村で活動を続けております。どこに暮らしていても必要な支援を受けることができ、健康で文化的な生活を送ることができるように、また、障がいがある子どもたちが、より良い環境で希望する場で学び生活できるよう、福祉制度や教育制度・教育条件の改善を求めています。意思決定支援も重視しており、本人が主体になって生活や仕事をしていくことを目指しております。

貴会の取組と重なることも多いと思いますので、今後とも連携を継続していけるようお願い申し上げます。

## == 研修その 1 ==

※障がい者保健福祉課の徳田でございます。

出身は函館で札幌勤務の他 10 回ほど引っ越しを経験しました。

平成 15 年 30 歳の時から 5 年間、ちょうど支援費の始まったとき、はじめて障がい部門の担当となりました。

平成 18 年に自立支援法ができ、平成 20 年までの勤務後に部署異動となりました。

平成 26 年に再度、令和 5 年 6 月に 3 度目の現部署勤務となりました。

その間、2020 年の雪まつりで新型コロナが広まったとき、私は元々保健畑の人間だったので、新型コロナ対策に呼ばれ、昨年 5 類に移行し、一段落となるまで携わりました。

皆様も長期間大変なご苦勞をされたと思います。

私は各保健所を訪問したり、クラスターが発生したときに医師派遣の調整をしたり、レッドゾーンの調整や、物品を買って送り込む等の業務を行っておりました。



## 「北海道知的障がい家族会連合会の研修会」

### 行政説明

令和6年(2024年)5月25日



北海道保健福祉部福祉局

障がい者保健福祉課長 徳田 泰則

## 1 北海道における重度心身障がい者医療給付事業について

## 2 市町村の実施状況について

### 1 北海道における重度心身障がい者医療給付事業について

#### (1) 制度概要

- 重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する重度心身障がい者医療給付事業に要する経費について補助する。
- 医療費は、各種医療保険による給付が行われた場合における患者負担分を公費負担する。  
(一部負担金等は除く)
- 受給者は、市町村が発行する重度心身障がい者医療費受給者証を保険医療機関等の窓口に表示して医療の給付を受ける。

#### (2) 対象者

- 身障1級・2級・3級の者(ただし、3級の者については、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に限る)
- 重度の知的障がい者(IQ おおむね 35 以下、身障者にあつては IQ おおむね 50 以下)
- 精神障がい者(精神保健福祉手帳1級所持者)  
※市町村により対象者の拡大している場合あり。

#### (3) その他の補助対象範囲

##### 【入・通院別】

入院・通院(精神障がい者は入院を除く)

##### 【所得制限】

特別児童扶養手当に準拠(配偶者及び扶養義務者の額)

扶養義務者の所得 扶養親族なし:6,287千円

扶養親族3人:6,962千円

(4) 患者負担額等

①課税世帯 総医療費の1割

- ・入院 月額上限額 5,600 円

(過去12ヶ月の間に3回以上月額上限に達した場合は、4回目以降44,400円)

- ・通院(訪問看護含む) 月額上限額 18,000 円(年間上限 144,000 円)

②非課税世帯・3歳未満児 初診時一時負担金及び訪問看護を除き、負担なし

<初診時一時負担金>

医科 580 円

歯科 510 円

柔整 270 円(マッサージ・鍼灸は、初診時一時負担金なし)

<訪問看護>\*3才未満児除く

総医療費の1割負担

通院:月上限額 8,000 円

2 市町村の実施状況について

(1) 給付人数等(全道計)

(令和4年3月)

区分		障がい者		障がい者(65歳以上)	
		対象者数	給付実人数	対象者数	給付実人数
身体障害者手帳	1級	16,408	12,547	47,732	29,922
	2級	8,482	5,834	18,675	12,160
	3級	1,776	1,256	5,770	3,366
重度知的障害		12,072	8,607	2,473	2,093
精神障害		880	552	972	502
計		39,618	28,796	75,622	48,043

(単位:人)

(2) 給付金額(全道計)

(令和4年度)

給付金額	医科	歯科	調剤	指定訪問	その他	令和4年度計
障がい者	2,619,531	343,575	1,361,297	142,992	69,564	4,666,725
障がい者 (65歳以上)	3,593,717	181,667	1,093,348	3,210	77,852	4,967,532
計	6,213,248	525,242	2,454,645	146,202	147,416	9,634,257

(単位:千円)

(3) 市町村独自の拡大状況(対象者:知的)

(令和6年5月1日現在)

市町村名	知的障害
函館市	IQ50 以下
室蘭市	IQ50 以下
苫小牧市	IQ50 以下
登別市	IQ50 以下
北斗市	IQ65 以下(自己負担全額)
知内町	IQ50 以下
七飯町	IQ50 以下(自己負担全額)
上川町	IQ55 以下
豊浦町	IQ50 以下
厚真町	IQ50 以下
拡大市町村数	10

※この制度については道と市町村で負担していますが、どこの地区でもやっているのだから、土台部分を国に負担してもらうよう働きかけています。

道や市町村が負担すれば、もっと利用が広まるし、医療費は入院すれば費用負担が大きくなるので、公平を図る上でも国に働きかけているところです。



北海道

「ほっかいどう障がい福祉プラン」について



北海道保健福祉部福祉局  
障がい者保健福祉課長 徳田 泰則

- 1 「第1期ほっかいどう福祉プラン」について
- 2 障害福祉サービス等に係る報酬改定について
- 3 令和6年度新規予算事業について

## Ⅰ 「第Ⅰ期ほっかいどう福祉プラン」について

### Ⅰ. 計画策定の目的等

道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す

「北海道障がい者基本計画」【計画期間:平成 25 年から令和 6 年 3 月】



それに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す

「北海道障がい福祉計画」【計画期間:令和 3 年から令和 6 年 3 月】



2 つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し「第Ⅰ期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しました。

#### (1) 計画策定の趣旨及び目的

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

#### (2) 計画期間及び内容

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間の計画期間とし、サービス量の見込み等について定めます。

#### (3) 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象(難病患者の方々も含む)としています。

#### (4) 障がい保健福祉圏域

北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を 21 に区分しています。

### 2. 計画の位置付け

- ・ 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく「都道府県障害者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画
- ・ 障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく都道府県障害福祉計画
- ・ 児童福祉法第 33 条の 22 に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- ・ 北海道障がい者条例第 29 条第 1 項に基づく「障がい者就労支援推進計画」

### 3. 計画推進のための具体的な取組【推進項目及び推進施策】

#### (1) 権利擁護の推進

- ①権利擁護の推進・虐待の防止
- ②意思決定支援の推進
- ③成年後見制度等の活用促進
- ④理解の促進
- ⑤地域福祉活動の推進

(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

地域づくり委員会等の取組

(3) 就労支援施策の充実・強化

- ①道民、企業、行政が一体となった応援体制づくり
- ②一般就労の推進
- ③多様な就労の機会の確保
- ④福祉的就労の底上げ

(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実

- ①生活支援体制の充実
- ②相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
- ③障害福祉サービス・地域移行支援の充実
- ④生活安定施策の推進
- ⑤障害福祉サービス事業者の指定、指導監督の実施

(5) サービス提供基盤の整備

- ①住まいの基盤整備の充実
- ②日中活動サービスの充実
- ③地域生活を支えるサービス基盤の充実
- ④共生型地域福祉拠点の整備推進
- ⑤地域間格差の縮小
- ⑥施設による支援

(6) 保健福祉・医療施策の充実

- ①適切な保健・医療施策の充実
- ②障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- ③精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実
- ④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(7) 人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

- ①人材の確保・定着・養成
- ②サービスの質の向上

(8) 障がい児支援の充実

- ①障がいのある子どもに対する支援の充実
- ②学校教育の充実
- ③医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

(9) 発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援

- ①発達障がいのある人への支援の充実
- ②在宅の障がいのある人等への支援の充実

(10) 自立と社会参加の促進・取組定着

- ①社会参加の促進
- ②スポーツ・文化芸術活動の振興
- ③読書バリアフリーの推進
- ④生涯学習機会の充実

(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

- ①情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ②意思疎通支援の充実
- ③言語としての手話の理解促進等

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

- ①住まい・まちづくりの推進
- ②移動・交通のバリアフリーの促進
- ③防災・防犯対策の推進

4. 令和8年度の成果目標(主なもの)

福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域生活移行者数:235人(R5.3末時点の入所者数の約2.5%)</li><li>・施設入所者の減少見込数:350人(R5.3末時点の入所者数の約3.7%)</li></ul>
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院後1年時点退院率:91.0%</li><li>・退院後1年以内の地域における平均生活日数:330.1日以上</li></ul>
地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・179市町村(全市町村整備を目標とする)</li></ul>
就労系事業所から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・1,335人移行(R3実績の1.28倍)</li><li>・就労移行支援事業所の利用者:774人(R3実績の1.31倍)</li><li>・就労継続支援A型事業所の利用者:238人(R3実績の1.29倍)</li><li>・就労継続支援B型事業所の利用者:341人(R3実績の1.28倍)</li></ul>
就労定着支援事業に関する目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労定着支援事業の利用者:1,111人(R3実績の1.41倍)</li><li>・就労定着率が7割以上の事業所の割合:25%</li></ul>
障がい児支援の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援センター等の設置数:21か所(圏域に1か所以上)</li></ul>
医療的ケア児等支援に関する目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置:125か所</li></ul>
難聴児に関する目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・1か所(中核的機能を有する体制整備)</li></ul>
基幹相談支援センターの設置目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・179市町村(全市町村設置を目標とする)</li></ul>

5. 計画の推進管理

成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどして「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めます。

## 6. 計画策定までの取組

令和5年6月	北海道障がい者施策推進審議会～計画(骨格案等)～
8月	北海道障がい者施策推進審議会～計画(基本的な考え方)～
9月	タウンミーティング(札幌市、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市)
11月	北海道障がい者施策推進審議会～計画(素案)
12月	計画(素案)に対するパブリックコメント
令和6年2月	北海道障がい者施策推進審議会～計画(案)～
3月	計画策定

## 2 障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改正における主な改定内容【抜粋】  
(令和6年2月6日 厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

### 1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
 <職種間配分ルールの一統、月額賃金改善に関する要件の見直し等>
- 地域生活支援拠点等において情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)  
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合360単位/日、集中的支援加算(I)【新設】1,000単位/月等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)  
 <障害者支援施設等感染対策向上加算(I)【新設】10単位/月等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)  
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
 <栄養面の評価を導入したうえで経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し  
 <基準費用額54,000円⇒55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)  
 <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化等>

## 2. 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分 4 及び 5 の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象区分 6→区分 4 以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加等＞

## 3. 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員 20 人以下 321 単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30 単位/日等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180 単位⇒270 単位等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120 単位/日等＞

## 4. 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5 単位/日＞  
＜地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60 単位/日等＞
- 施設における 10 人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1,000 単位/月等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に 応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む 外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和 6 年度は努力義務とし、令和 7 年度から義務化＞

## 5. 訓練系サービス(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日等＞
- ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6. 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・就労選択支援)

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模20人以上⇒10人以上＞
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設  
【新設】目標工賃達成加算【新設】10単位/日等＞
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】1,210単位/日＞

## 7. 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算100単位/月⇒主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)  
300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算100単位/月⇒150~300単位/月等＞

8. 障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・  
保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価  
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日＞  
＜中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し＞
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日＞  
＜視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位＞  
＜強度行動障害児支援加算 155単位/日⇒200又は250単位/日等＞
- 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月 1回⇒家族支援加算 80単位/月 4回（オンライン 60単位）、  
延長支援加算の見直し等＞
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実等）  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日⇒700又は850単位/日＞
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日⇒186～320単位/日＞  
＜サテライト型+308単位/日⇒+378単位/日＞  
＜移行支援計画の作成等を運営基準に規定等＞

3 令和6年度新規予算事業について

1. 障がい者芸術文化活動支援センター運営事業

【概要】障がい者芸術文化活動支援センターを設置し、障がい者の芸術文化活動の普及を通じた障がい者の社会参加の促進を図る。

【事業内容】

○広域センターを運営する社会福祉法人と連携し、作品公募展等を開催し、障がい者芸術への理解促進やセンター設置に向けた機運醸成を図ってきたところ。

○新たな障がい福祉計画の始期とあわせてセンターを設置し、更なる障がい者芸術の振興を図る。

2. 障害福祉サービス事業所等サポート事業

【概要】「障害福祉サービス事業所等サポートセンター」を設置し、事業所の職場環境改善のための助言等の相談支援や人材確保に向けた魅力発信等を実施。

【事業内容】北海道障害福祉サービス事業所等サポートセンターを設置し、障がい福祉の仕事に関する魅力発信を行うとともに、障害福祉サービス事業所等に対して組織経営や人材マネジメントなどに関する相談支援等を実施し、障がい者支援に携わる人材の確保・定着を推進する。

== 障がい者保健福祉課への質問と回答 ==

**(Q1)** 入所削減:北海道が掲げている施設入所者削減目標の算定根拠と現在の数値。想定している退所対象者の障がい認定区分や支援の状況、想定している退所先についてどのように考えているか。令和 5 年 3 月末の入所者数の 2.5%、235 人を 3 年間で地域移行させると言われているが、年に 78 人以上、毎月 7 人以上が退所することになる。また、令和 9 年度から令和 11 年度までに、その倍である 5%の目標を設定されているが、この数値目標の設定根拠。

**(A)** 前半の 3 年間(令和 6~8 年度)は直近の実績値に基づいて設定している。北海道は入所施設が多く、全国に先駆けて軽度な障がいの方を中心に地域移行に取り組んできた実績があるので実績値に反映されている状況。後半 3 年間(令和 9~11 年度)は国の指針に基づいて策定しているが、利用者の希望を尊重し、状況を見つつ無理な推進は行わず状況に応じて計画を見直す。

**(Q2)** グループホームの現状と展望:退所し、新たな生活の場として想定されるグループホームや在宅で支援する 1 か所あたりの支援員数、ヘルパーの人数。在宅で一人暮らしをする知的障がい者に 12 名の支援者を付けている例がある。公費負担で可能になるか。生活の質の向上を目的に地域移行を掲げるのならば、人員が充足しているグループホームを利用してほしいと親は願っている。グループホームの実態を道は把握しているか。

**(A)** 障がいがある方の地域生活移行を推進するためにも居住確保については市町村と相談しながら進めている。グループホームの人員配置の最低ラインは決めてあるが、運営法人も限られた報酬の範囲で運営している。総数の計画は市町村が行っているが、現状確保できているようだが、家賃の設定・質の確保の問題などもあり、定期的な監査を含め状況把握しながら進めていく必要があると考える。

**(Q3)** 意思決定支援:知的障がい児者の意思決定支援について、支援職員へ研修されている内容や実施状況。他にも意思形成支援や意思表出支援について、支援職員研修の内容や実績、目標の達成度をどのように考えているか。

**(A)** 事業所に監査に入るとき、意思決定支援に関する確認項目を作って調査し指導・助言を行っている。また、サービス管理責任者研修を実施するとき、意思決定支援に関する専門研修を実施し指導を行っている。一昨年、支援施設への監査を実施した際、意思決定支援がないがしろにされ、職員の言いなりに生活が制限されていた事例があり、指導を行なった。悪い事例は当然取り締まるし、逆に好事例については研修等で他の事業所にも広めていきたいと考えている。

(Q4) 看取りの現状:グループホームや入所施設で看取りが実施されている現状を調査していたら、その状況。看取りを行うために、医療保険での訪問看護が必要になると想定される。施設では往診や訪問看護の特別指示書など必要になるが、実施のための法的整備など制度設計をどのように行う予定か。

(A) 調査の実績がないので状況は把握してなく国からの情報もないので情報などあればお寄せいただきたい。入所施設もグループホームも高齢化はすすんでいる。障がい者総合支援法ができたときに介護保険と一緒にするという議論もあったが、これからは障がい福祉サービスが高齢者も対象としたサービスができるようになっていければ良いのではと考える。

(Q5) 支援人材確保対策:北海道に設置されることになる広域的支援人材の準備状況を知りたい。

(A) 強度行動障がいを持つお子さんの支援などは、特定の事業所のみでは限界があるので地域全体での支援体制構築が必要。広域的支援人材は、強度行動障がいに関する助言をし、専門性を持って地域を支援していく人材として今年度の報酬改定が示されている。大変重要に考えているが具体的内容は検討中。

(Q6) 障がい特性としての強度行動障害への対策:強度行動障害のある当事者に対する支援人材確保のための施策と実施した内容。その結果の支援員増加数。強度行動障害加算の請求実績及び請求した施設数が全体数に占める割合。強度行動障害について、研修に集合参加した受講者数について実人数と延べ人数、施設数。支援員の不足により伝達研修としている事業所が多いのではないか。実人数はそれほど受講できていないのではないか。支援員の中で受講できている割合を知り、支援者全員が年1度は受講できる勤務体制にしてほしいと家族会として申し入れをしたい。

(A) 道では人材確保のために、障がい福祉サービスに従事する方を対象に平成 26 年から「北海道強度高度障がい支援者要請研修」を実施している。昨年までの 10 年間で 10,513 名が受講しており、昨年度は 1,027 名の受講申し込みがあり多くの方が受講している。強度障がい加算請求実績は全道の約 3 割、600 事業所となっている。

※私が障がい部門にきて感じたことは、奥尻の地震、東北の地震、鶴川の地震の際、現地での支援を経験したが、災害時、障がいのある方は避難所を利用しにくいという実態。

災害はいつ起こるかわからないので、そんな場合、今の入所施設を活用するなど、障害のある方を支援する場所が必要であり、これからやっていかなければならないと感じた。

== 会場からの質問と徳田課長の回答 ==

(Q1) 日胆家族会会長

- ①地域移行について、今までに地域に出られる人は、ほとんど移行したので、これ以上は無理というのが実態。かなりの人がグループホームに移行したが、高齢になって健康上の問題から、やむなく入所施設に戻った人もいる。家族の意向は大半が入所支援を望んでいる。
- ②人材確保について、私の利用している施設では新卒の応募・採用はこの5年間全くないのが実態。

- (A) ①地域移行について、計画の数値にはこだわらず状況を見て弾力的に進める。知的障がい者の総数も徐々に増えているし、高齢化も進んでいるので入所施設の必要性も理解している。
- ②人材確保について、障がい部門の報酬の増加は3年間で3%以下。民間の水準からみて低いので国には申し込んでいるが、基本は報酬を増やす努力も必要なので事業者へのアドバイスも行う。また、学校に行くことや、奨学金の活用、住居の確保などの工夫も必要と思う。

(Q1) 札幌地区支援施設管理者

- 人材確保について、新卒の応募はないし、他の業界も含め引っ張りだこで、福祉業界も少ない牌を取り合いになって、なかなか応募がないのかと感じている。
- ①グループホーム報酬の見直しで、地域関係者とは具体的にどのような人を想定しているのか。
- ②地域づくり委員会には、どのような方が参画しているのか。

- (A) ①についての具体的なものは国の方からも指示は来ていないが、地域の関係者とは一般的に地域の生活に携わる役場の方とか消防や町内会などの人と考えられる。
- ②地域づくり委員会は障がい者虐待を防止するため、暮らしづらさを解消するために作ったもので、その地域の関係者・有識者などと役場の人間が集まって作っている。

